

ISSN 2188-7942

# 奈良経営学雑誌

第4巻

Nara  
Management  
Journal

electronic magazine

奈良マネジメント研究グループ

©NGOMS

2014 -

# 目 次

## 論 説

Werhane の「企業は派生的な道德的主体である」論 …… 宮坂 純一

《論 説》

Werhane の「企業は派生的な道徳的主体である」論

宮坂 純一

解題

- 1 コーポレーションは道徳的主体ではない？  
— 論文「フォーマル組織、経済的自由そしてモラルエージェンシー」  
を読み解く —
  - 1-1 概要
  - 1-2 小活
- 2 道徳的主体としてのコーポレーションへの途  
— 『パーソン、権利そしてコーポレーション』を読み解く —
  - 2-1 概要
  - 2-2 小活
- 3 Werhane 道徳的主体論の意味

解 題

企業は道徳的主体なのか (Is the corporation a moral agent) ? これは business ethics あるいは corporate social responsibility といわれる学問領域で展開されてきたいわゆる「企業道徳的主体論争」で問われている事柄である。

企業道徳的主体論争は、フレンチ (French, P.) の「コーポレーションは道徳的人格である」<sup>(1)</sup>との問題提起を巡って、1970-80年代から展開されてきた論争であり、キーワードは「道徳的主体としてのコーポレーション」である。この問題は、単に哲学レベルの認識論的な問題であるだけでなく、企業の責任のあり方を特定するという意味で極めて実践的な問題でもあり、基本的な問題である<sup>(2)</sup>。但し、「基本的な」問題であるが故に、賛成者と反対者が入り乱れて幾つかの論点を巡って議論がおこなわれてきたことが示しているように、難解であり、またある論文で反対者と見做されている研究者が他の論文では賛成者と位置づけられているように、かなりの「交通整理」を必要とする厄介な問題でもある。

筆者はこの「企業道徳的主体論争」にかなり以前から関心を寄せ幾つかの論攷を発表してきたが、いま (2015 年に入って) あらためてその論争を体系的に整理しようと考え、その流れを追体験しその意味・意義を検証する作業 (大仰に言えば、「企業道徳的主体論争史」研究) に取りかかっている。その切っ掛けとなったのが Rönnegard, D., *Corporate Moral Agency and the Role of the Corporation in Society*, The London School of Economics and Political Science, 2006 との出会いであった。その冒頭に、「コーポレーション自体は道徳的主体としての資格を持つものではない。……それ故に、コーポレーションは、その構成員とは別個に、道徳的に責任を負えない」、という記述がある。この問題に関しては、確かに厄介な問題であるが、すでに結論 (コーポレーションは、幾つかの条件が付くとしても、道徳的責任を問われるという意味で道徳的主体である) がでているとの認識を持っていた当時の筆者には、レンネガードの見解は「奇妙に思われる」が、他方で、「新鮮で」あり、好奇心をそそられた。論点を再確認する意味もあり、手元の文献を紐解くと、幾つかの興味深い指摘を見いだすことができた。たとえば、ロサーノ (Lozano, J. M.)<sup>(3)</sup>は、「コーポレーションは道徳的人格であるとのテーマはかなりの論争をもたらしたが、結論に到達してしない」、との 1990 年のファイファー (Pfeiffer, R. S.)<sup>(4)</sup>の見解を引用して、2000 年以前の理論状況を彼なりに整理していたし、ムーア (Moore, G.)<sup>(5)</sup>は、business ethics の分野で基本的な問題であるにもかかわらずなおざりにされそして結果的には未決着のまま放置されてきた問題として、「コーポレーションのモラル・ステータス」問題をあげている。何故にそのような事態に陥っていたのであろうか。その理由は、ムーアの認識に従えば、簡単である。それは、この問題が「内在的に複雑であること」に起因している。

そして筆者が「内在的に複雑であること」をはっきりと認識したのは、レンネガードの論文 (David Rönnegard, “How Autonomy Alone Debunks Corporate Moral Agency”, *Business and Professional Ethics Journal*, Volume 32, Issue 1/2, 2013) を (著者の許可を得て) 翻訳する機会に恵まれたときである<sup>(6)</sup>。なぜならば、レンネガードが、彼の表現を借りれば、これまで触れられてこなかった「自律性」という概念に注目して、コーポレート・モラル・エージェンシーは誤りであることを証明する、という明確な問題意識のもとで、幾つかの成果を公表していることがわかったからである。そのとき以降、基本文献を読み解き「企業

道徳的主体論争」の意義を改めて考える必要がある、という気持ちが強くなった。

本稿はそのような思いのなかで生まれた一連の（主要な文献を読み直す）作業の成果の1つであり、Werhane, P. “Formal organizations, economic freedom and moral agency”, *The Journal of Value Inquiry*, Volume 14, Issue 1, 1990. 並びに Werhane, P., *Persons, Rights and Corporations*, Prentice Hall, 1985 において展開されている見解に注目している。

## 1 コーポレーションは道徳的主体ではない？

### —— 論文「フォーマル組織、経済的自由そしてモラルエージェンシー」を読み解く ——

#### 1-1 概要

Werhane, P. の 1980 年論文「フォーマル組織、経済的自由そしてモラルエージェンシー」 (“Formal organizations, economic freedom and moral agency”) <sup>(7)</sup> は、経済組織、特に、コーポレーションに対して道徳的責任という義務を果たすことを求める社会の期待が高まっているなかで、そのような動向は、株主のために出来るだけ多くのお金を稼ぎ出す以外の社会的責任を企業の役員に受け入れることを求めるものであり、我々の自由社会の基盤そのものを完全に掘り崩すことなる、との批判的な態度を鮮明にした Friedman, M. の主張 <sup>(8)</sup> を紹介することから始まっている。

Werhane の論文はタイトルから容易に推察できるように、コーポレーションの道徳的主体という問題を、フォーマル制度と経済的自由の視点から、考えるものであり、彼女なりの独自の視点が提起されている。Werhane の論点をあらかじめ示すと、彼女は次のような立場に立っている <sup>(9)</sup>。

第1に、社会にはコーポレーションに対して道徳的に責任を持たせようという傾向があり、一部の人々がコーポレーションは道徳的に説明責任をもつ (accountable) べきであるということに同意するかもしれないが、コーポレーションは、フォーマル制度として、そのような説明責任 (accountability) は哲学的に不適當であるように構造化されていること。Werhane はコーポレーションの道徳的責任を解明するために提起されている提案に対して批判的な立場を明確にしている。何故ならば、そのような提案は、彼女に抛れば、コーポレーションと他の種類の制度を混同し、社会的責任概念と道徳的説明責任概念を混同させる方向に誘導するからである。

第2に、コーポレーションが道徳的主体として構造化されていないという結論は、自由社会ではビジネスは株主に対してのみ責任を持つという Friedman の議論を支持するもの

ではないこと。これは、Werhane に拠れば、社会的責任と道徳的説明責任が互換性のある概念ではなく、利潤極大化と社会的責任がコーポレーションの相対立し合う機能ではない、ということから導き出される論点である。

後段においても触れることになるが、Werhane の理解では、Friedman の自由社会という考えは道徳的説明責任という観念を含むものであり、コーポレートモラルエージェンシーは私的な自由企業社会が正しく機能するための条件である。それ故に、Werhane はコーポレーションの立場に立ってつぎのように問題提起している。「経済的自由と自律性が重要であるならば、コーポレーションは制度的な道徳的主体という考えがいかなることを引き起こすのかを詳細に分析・研究したくなるだろう」、と。

☆ ☆

Werhane に拠れば、現代の数多くの哲学研究者がコーポレーションに道徳的責任を求めることは適切であるという議論を正当化しようと努力している。Ozar,D.もそのひとりであり、彼は、「コーポレーションの道徳的責任」というタイトルの論文にて、「コーポレーションは単独の個人 (individual) である、ないしは個人としてしばしば扱われている。したがって、個々の人間と同じく、コーポレーションは道徳的に責任を負うべきである」、という主張を定立しようと試みている<sup>(10)</sup>。この試みのために Ozar が取った手法はコーポレーションをクラブや国家というような他の種類の制度と比較することであった。Ozar は述べている。「コーポレーションは、クラブや国家と同じように、単独の個別的な実体として行動する。コーポレーションは個人として法的なステイタスを有している。そしてそれらの種類の制度はそれぞれが規則ないしは定款を有し、その規則がそれらの行動を支配し、そのために個人として見做されている」、と。その規則モデル (rule model) が、それら実体が主体であることを暗に意味している。これが、Werhane に拠れば、Ozar の主張である。我々はヒトという主体に道徳的に責任を取ることを求めている → クラブや国家に道徳的に責任を取ることを求めている → コーポレーションのような規則に支配されている制度にも、道徳的に責任を取ることを求めることができる、という論理である。

これに対して、Werhane は疑問を投げかける。Ozar がその論文にて提起した問題は、Werhane の解釈に従えば、我々はコーポレーションを個人として扱っているのか否かとか、コーポレーションは規則に支配された行動を実践しているのか否か、というものではない。それは、規則に支配されたすべての行動は道徳的主体を意味するものであり、それ故に、コーポレーションは、クラブや国家と同じように、道徳的に責任ある個人として活動している、と言えるのであろうか、という事柄に関わってくる問題である。Werhane に拠れば、コーポレーションとクラブや国家との間には重要な相違がある。制度的な規則や目的の役割の構造的な相違、制度的な規則や目的の役割自体の相違、メンバーシップの相違、制度

とそのメンバーの関係の相違、等々。これらの相違は、コーポレーションが、クラブや国家と同じように、道徳的な個人である、とのアナロジーを展開することを不可能にするのではないだろうか。これが Werhane の疑問である。

Ozar は大凡次のように述べている。クラブや国家とそのメンバーや市民の関係はコーポレーションと従業員の関係とは異なっている。クラブや国家は個人あるいは個人の集団の幸福のために制度化されるものであり、それがそれらの制度の目的の本質的な部分を構成している。クラブや国家は概してそのメンバーのために構想され、それら制度の規則等の多くは、すべてではないとしてもそのメンバーにあるいはメンバーの権利や行動に適用される。しかしながら、現代のコーポレーションは、主として、コーポレーションにとっては外的なブツ的目的の達成のために制度化された経済的制度である。コーポレーションの規則や指針はこれらの目的を効果的に最大化することを目指している。「規則に従う」ということは、コーポレーションの活動においては、出来るだけ効果的にそして生産的にコーポレーションの目的達成を最大にすることを意味している。この意味で、コーポレーションは組織にとって外的な没人格的な目的を達成するために構造化されたフォーマル組織なのである。

これに対して、Ladd, J.は、論文「フォーマル組織におけるモラルティと合理性の理想」において<sup>(11)</sup>、コーポレーションは Ozar とは別の意味でフォーマル組織である、と論じている。彼の主張は、Werhane の理解に依拠すると、大凡以下のようなになる。

コーポレーションの従業員はコーポレーションの没人格的なメンバーである。従業員はコーポレーションが成功したりあるいは失敗するときの手段の1つであり、コーポレーションが活動するときを目指す目的ではない。コーポレーションそしてクラブや国家では、メンバーの多くの活動は、コーポレーションの政策、定款や規約によって規制されている。但し、クラブや国家の規則や目的はメンバーや市民に構造的に関連づけられているが、コーポレーションの目的やカンパニーガイドラインは従業員と関連しているわけではない。コーポレーションでは、規則は道徳的な処方箋というよりはむしろ作業指図書として機能している。というのは、コーポレーションの活動では、規則を無視することは自分の仕事をしないことを意味するからである。

現代のコーポレーションでは従業員の権利はコーポレーションにとって外的な制度（例えば、労組、政府、法律）によって決められている。コーポレーションの構造においては、事業の制度的な部分として具体化されているような従業員の権利はほとんど存在しない。また、クラブや国家の行動について話す場合には、事実が示しているように、そのメンバーや市民の権利（あるいは権利が存在しないこと）が重要な問題となっている。しかるに、コーポレーション従業員の権利は、それがコーポレーションの成功に貢献する場合に限り、問題になるにすぎない。クラブのメンバーあるいは市民として、我々は、少なくとも原則としてではあるが、規則、目的あるいはクラブや国の行動に対して抗議する権利を有して

いるのであり、そのとき、我々はそれが正しくないのか不適當なのかを考える。コーポレーションでは、従業員はそのような権利を持っていない。そのような抗議は不適切なものとして見なされ、従業員は経済的活動を破壊したとして糾弾され、解雇されることもあるだろう。

それでは株主はどのような位置づけにあるのであろうか？ 株主は、コーポレーションの所有主として、コーポレーションとの間に、クラブのメンバーとクラブの関係とどこが類似した関係を有している、と通常考えられているようだ。なぜならば、コーポレーションの目的の1つは株主の所得を最大にすることであるからである。しかし、これは事実(case)ではない。多くの株主はコーポレーションの従業員でもなければ取締役会のメンバーでもないために、コーポレーションにおいて生じる事柄に対してほとんどあるいは全く責任がない。彼らはコーポレーションの目的を定立したりそれらを実現したりあるいは批判したりすることはないのであり、ここから、株主は何らかの意思決定をおこなっているのか否かという疑問が生じてくる。現実には、株主は、たまたま株券を保持することになった抽象的なオーナー集団である。

クラブや国家はクラブや国家がそのメンバーそれぞれに責任をもつように構造化されている。そしてそのメンバーは、例えば、クラブによって規定された一定の権利を有している。更に言えば、クラブや国家のメンバーはそのクラブや国家の活動に対して道徳的に責任がある、あるいは責任を問われる。一例を挙げると、我々は全体としてのドイツ国家に第二次世界大戦中のナチの行為に対して、たとえ、多くのドイツ人がナチではなかったとしても、責任を問う傾向がある。しかしながら、GEの組み立てラインの労働者に1960年代のGEの違法な価格協定政策に対して責任を求めることは不合理であろう。クラブや国家に対してそしてそのメンバーに対して道徳的責任を帰することはあり得るかもしれないが、コーポレーションに道徳的主体という属性を帰することは、コーポレーションとそのメンバーや株主との極めて抽象的で没個人的な関係を考えると、おおいに疑問である。

Ladd は、上述のように、Werhane の読み方に従えば、「コーポレーションは実に機械の如く組み立てられている」、と述べている。コーポレーションの規則と業務手続きは外的な経済的目的を達成するために制定されているのであり、決して従業員との関係の中で定められたものではないのである。このことは、個々の従業員が、機械の部品のように、コーポレーションの目的達成において重要な役割を果たしているが、身体の弱い従業員あるいは反体制分子は、正常に動作しない部品のように、コーポレーションの作業効率を最大化するために交換されてしまうことを意味している。これらのことから言えることは、「コーポレーションの活動は規則に支配されたものではあるが、それらの規則は、没人格的な業務手続きとして、コーポレーションが道徳的主体であることを暗示しているというよりはむしろそれを締め出している」、ということである。「機械に道徳的責任を帰することがばかげたことであるのと全く同じように、コーポレーションという組織、その構造と目



的が、コーポレーションに道徳的責任を帰せることは意味がない、ということを暗示している」。

そして Werhane は、「コーポレーション、クラブそして国家の相違が幾つかの興味深い現象の主な原因となっている」、と論じている。「最近まで、我々は、コーポレーションを道徳的責任を有する存在として扱ってこなかった。ここ 10 年間に、政府が、雇用均等委員会、労働安全衛生法、証券取引委員会、連邦取引委員会、等々を通じて、コーポレート・モラルティについて法律を制定したが、それは、一部には、我々が主として経済的活動として理解してきたことの社会的及び倫理的意味についてコーポレーションや社会がこれまで認識していなかったことの結果であり、一部には、コーポレーションが構造化されている方法に起因する認識不足である。制度としてのコーポレーション自体が道徳的に責任があるとはいかなることを意味しているのかを理解していなかったのだ。コーポレーションは自身を道徳的な個人として自己認識していなかった。またそのような自己意識に欠けていたのは、経済制度として、道徳的規則や道徳的行動をフォーマルなコーポレート行動としてカウントしていなかったためでもある」。かくして、「コーポレーションが、不道徳な存在であるとか道徳的に責任ある行動に相応しい規則を展開していないとして批判されることはない、と主張する」のは当然であろうということになる。「なぜならば、それらの種類の規則は、組織構造にとって、コーポレーション従業員の役割にとって、コーポレーション制度の目的にとって、相応しくないからである」。

☆ ☆

Werhane はつぎのように続けている。「コーポレーションの責任という考えは社会的責任というタームで説明されるかもしれない。コーポレーションは社会に対して一種の責任を有している、としばしば主張されている。そしてそのときには、我々はコーポレーションに、コーポレーションがフォーマルな制度として構造化されているにもかかわらず、そのような責任を帰することが出来るのであり、そのような責任は『道徳的な説明責任』として定義できるものである、と主張されているのだ」、と。

このような立場に立つ Werhane が注目しているのが Goodpaster, K. である<sup>(12)</sup>。Goodpaster は、「コーポレーションと機械を比較することは余りにも静的 (static) であり余りにも狭すぎる」、と述べている。Goodpaster に拠れば、コーポレーションは機械よりもむしろ有機体の如く機能している。何故ならば、コーポレーションは様々なフィードバックメカニズムを介して社会と相互に作用しあっているからである。このモデルがコーポレーションについての記述的なものであるならば、コーポレーションは、例えば、地域社会からの批判に反応して道徳的な目的を選ぶことを期待されてもおかしくない、「場 (space)」として位置づけられることになろう。

このような「フォーマル組織は道徳的目的を選ぶかもしれない存在である」という考え方は、Werhane に拠れば、Donaldson, T.<sup>(13)</sup> によってより一層積極的に発展させられた。これに関する Donaldson の基本的な主張は、「コーポレーションは、経済的な目的を追求する場合でも、社会から課せられた道徳的な制約条件にしばしば反応する」、というものである。更に言えば、Donaldson は、「コーポレーションのようなフォーマルな制度が道徳的な目的を選ぶことが出来ると示唆することは不可能ではないだけでなく、極めて望ましいことである」、と指摘している。そのような目的は、事業活動の目的となるように、コーポレーションの構造内に制度化されうるのだ、と。例えば、質の高いマイノリティ採用施策はその一例であり、これは決して経済的な利益をあきらめることにつながらないだろう。

Goodpaster と Donaldson は、Werhane の解釈に従えば、コーポレーションの概念を向上させ (enhance)、我々が通常「道徳」というラベルを当てている目的をフォーマル組織が選ぶことは不可能ではないことを示したのであった。だが Werhane は「しかしながら」と続けている。Goodpaster と Donaldson は「コーポレーションは、クラブや国家そしてヒト個人と同じように、道徳的主体であることを示すことに成功しなかった、と私は言いたいのだ」、と。Werhane は彼女の立場をつぎのように述べている。「コーポレーションは、コーポレーションに社会的に責任があるとのラベルを付けることができるように、社会的なフィードバックに反応して道徳的な目的を選んだりあるいはコーポレート目的として道徳的と認められる行動を制度化しているかもしれないが、これはモラルエージェンシーとは異なるし、モラルエージェンシーをフォーマル制度に帰属させることは出来ない」、と。

☆ ☆

Werhane は自説をより良く説明するために、つぎのような架空の事例を挙げている。

ロボットとコンピュータだけによって操作されているコーポレーションがあるとする。これをロボトロンと呼ぶ。この組織は定款を定め法人格を与えられ、他のコーポレーションと同じように操業している。資産を所有し、生産物を製造し、マーケティングを展開し、他のコーポレーションや顧客と取引し、陳腐化した設備をリプレースし、新しい生産ラインを発達させ、委任勧誘状を書き、SECの要請に応える、等々。株主が存在し、ロボトロンは配当金を支払っている。ロボトロン「本社」を尋ねたものだけがロボトロンには人間の従業員が存在していないことを知っている。そのようなコーポレーションを汚染対策デバイスや安全な生産物等のような社会的期待からのフィードバックに反応するようにプログラム化することは可能である。そのために、実際に、人々は、ロボトロンは「ヨーロッパ向けアメリカ救済物資発送協会」(Cooperative for American Remittances to Europe : CARE)のようなコーポレート目的として貴重な道徳的目的を制度化している組織である、

と想像していたのであった。

そして Werhane はロボトロンを以下のように論評している。

このコーポレーションは Goodpaster と Donaldson が指摘したすべての要件を満たしている。ロボトロンは社会的期待に応え、政府機関の要求に従い、操業の中に道徳的目標を制度化し、経済的観点から効率的に生産的に事業を展開している。しかし、ロボトロンは、Werhane の見解では、道徳的に責任を問われないのである。何故ならば、それが道徳的主体ではないからである。コーポレーションがモラルエージェンシーを欠いているのはそこにヒトという従業員を欠いていることの単なる結果ではない。たとえロボトロンにヒトという従業員がいるとしても、ロボトロンとコンピュータの関係はロボトロンとヒト従業員の関係と同じであろう、というのが Werhane の見解である。なぜならば、フォーマル組織としてのロボトロンの構造が変わらないままであるからであり、そこでは、ヒトではない従業員が行う意思決定は制度的な決定から成り立っているし、非効率的な従業員は、時代遅れのコンピュータのように、リプレースされるだろう。ここから、コーポレーションが、例えば、CARE のような道徳的目的を達成するときのヒトあるいはコンピュータ従業員の役割と、電球あるいは航空機を生産するときの役割は同じであろう、という解釈が成立することになる。

ただし、Werhane によれば、最後の論点は入念な検討を必要とする。彼女は次のように述べている。「私が言わんとすることは、制度的目的の質的価値によってその制度が道徳的主体か否かが必ずしも決定されない、ということである」、と。

Werhane の主張を聞いてみよう。「CARE は高く賞賛されるべき目的を有しており、従業員の多くはロボットではない。しかし、CARE はフォーマル組織である。制度、制度の構造そして制度としての目的と従業員の関係は没人格的な関係である。これが何故にこのようになるのかと言えば、それは、コーポレーションのオペレータがすべて、ヒトであろうとロボットであろうと、それ自身が単なるオペレータであるからである。彼らは、自分自身のものではない目的を達成するだけにすぎない、制度の部品である。彼らがコーポレーション目的の成功裏達成に影響を与える場合にのみ、彼らの選択が重要になる。たとえ CARE であったとしても、コーポレーションはメンバーのために存在するのではなく、従業員にほとんどあるいは全く関係がない目的の成功裏達成のために存在しているのである。従業員がその目的を実現しているにもかかわらず……」。

「それが故に」、と Werhane は続けている。「ある人々はコーポレーションや他のフォーマル組織に道徳的な目的を課し、それらの制度が道徳的目的を事業手続きの一部としてコーポレーションの構造内に制度化しようとするのかもしれない……。そのようなコーポレーションは社会的に責任ある制度であり、社会はそのような行動を賞賛すべきである」。だがここから Werhane は「しかし」と続ける。「私は、このようなケースでさえも、論を更に進めて、これらのコーポレーションが道徳的に責任ある制度である、とは主張で

きない、と言いたいのだ。社会的責任は必ずしも道徳的責任を意味していないのである。コーポレーションは、道徳的主体として行動するようには構造化されていない。コーポレートメンバー（従業員、ロボット、株主）とコーポレーションの規則や目的との関係（の性格、すなわち、没人格的な性格— 宮坂）、そしてコーポレーションと従業員の間にも互恵的な関係が欠落していることがそのような主体性（agency）を不可能にしている」。

Werhane は、「コーポレーションが道徳的主体となるためには何を必要とするのか（what corporate moral agency might entail）を解明することは論文の範囲を越えている」と断りつつも、つぎのように述べている。「私は、ロボトロンのようなコーポレーションが社会的に責任ある組織として活動できるということであるならば、フォーマル組織の目的を変えらるゝとしても、そのことだけでは、それ自体として、主体としての制度の道徳性を変えるものではない、というとはあきらかである、と言いたいのだ」、と。「コーポレートモラルエージェンシーを達成するためには、簡単に言えば、コーポレーション構造を内部的に変革することが必要なのである。つまり、コーポレーションと、その目的、そしてより重要なことだが、メンバー従業員との関係を、ラジカルに変革しなければならない。組織内の個人の役割にロボトロンとの類似性の痕跡が残っているようではダメなのである」。

☆ ☆

論文の最後で、Werhane は、冒頭でも触れたように、コーポレーションの道徳的主体と経済的自由の関連について論じている。

コーポレーションはここしばらくの間高度に成功した経済的制度として事業を展開してきたが、Werhane によれば、この「コーポレーションが道徳的に責任ある主体として構造化されていないという事実はコーポレーションにとって不快な（offensive）ことではなかったかもしれないのである」。彼女はその理由をつぎのように説明している。「そのような制度（コーポレーション— 宮坂）は、モラルエージェンシーが経済的成功のために必要であるとは決して考えてこなかった。モラルエージェンシー問題が、何故に、ビジネスコーポレーションにとって重要なのであろうか？ 以下の行で、私（Werhane — 宮坂）は、「経済的自由と自律性にはモラルエージェンシーが必要である、という主張を展開したいと思う。これをフォーマル組織に適用すると、もしコーポレーションが社会的あるいは国家の制約なしに自由に事業を展開したいと望むならばそしてこの事業形態が、エコノミストが示唆するように、地域社会の経済生活を豊かにするのであれば、コーポレーションもモラルエージェンシーという考えを真剣に取り上げようと思うのではないだろうか、という話になる」。

更に続けて Werhane の主張を聞くことにしよう。「Friedman は、経済的自由が政治的自由の必要条件である、と論じている。Friedman は、経済的自由について述べる時、そ

れぞれに自己の目的を追求し市場で自由にお互いに競争する自律的な私的に所有された経済的企業から構成された社会を念頭に置いている。この社会では、政府は経済的活動においてほとんどあるいは全くその役割を果たすことなく、政治的パワーと経済成功は別物である。Friedman によれば、そのような社会では、経済的自由がそして政治的自由が広く行き渡っている。Friedman をして利潤極大化と社会的責任は両立しがたい企業の目的であるという主張へと駆り立てたのは、経済的自由という概念が彼の中にあっただからであった。だが Werhane に拠れば、Friedman が描く理想的な自由企業は2つの点で不完全である。第1に、社会的責任はフォーマル組織の行動と相いれないものではないこと。Werhane に拠れば、「コーポレーションは社会的に責任ある存在になり得るし、コーポレート目的として道徳的目的を取り入れるかもしれないし、それによって高収益性の企業になり得るのだ」。

第2に、Friedman がコーポレーションの道徳的責任を論点としては考えていなかったこと。Werhane の理解に従えば、「Friedman は、モラルエージェンシーはフォーマルな経済制度には当てはまらない、と論じただろう」と推察できるのであるが、ここに、問題が生じてくる。何故ならば、「モラルエージェンシーが当てはまらないとされる、自由で自律的な制度としての企業、という Friedman の概念のなかに、矛盾が見られるからである」。Werhane は、この矛盾は上述のコンピュータコーポレーションであるロボトロンを再度検討することによって明確に例示できるだろう、と述べ、以下のように説明している。

ロボトロンが有毒物質の製造を始めたとする。その物質はそれに触れたヒトが誰であろうとも有害な物質である。社会的メカニズムがロボトロンのプログラムの展開に介入し、製造技術を変え、有害物質のそれ以上の製造を禁止した。このケースでは、Werhane の発想に基づくと、「誰もロボトロンの道徳的無責任を責めないであろう。それはたまたま社会的に受け入れられない物質を製造しただけなのである。また我々は、社会を、ロボトロンの権利や自由に干渉したとして、責めないであろう。何故ならば、ロボトロンは、非人間から成り立つフォーマル組織として、権利も自由も持っていないからである」。更に Werhane の解釈に立てば、「非人格的に活動しているフォーマル組織はいずれも、原理的には、ロボトロンと同じ状況に置かれている」ことになる。したがって、「それ（非人格的に活動しているフォーマル組織——宮坂）は道徳的責任という概念を理解していないし、道徳的主体として行動していないので、そのような制度は自由で自律的な主体として取り扱われることを期待できないだろう。また社会もそのような組織に要求を押しつけることに対して良心の呵責を覚えるべきではない」のである。これが Werhane の立場である。

かくして、Werhane 流に考えると、「経済的自由という概念が筋が通っているものであるならば、そして、Friedman が示唆しているように、そのような自由が政治的自由の必要条件であるならば、道徳的主体という考えを経済制度に適用することは非常に重要なことになってくる」。「コーポレーションに自由で非道徳的に行動することを期待すること

は筋が通らない話なのである」。なぜならば、「自由と道徳的主体は相伴う事象であり、他方の結果を受け入れることなくある 1 つを要求することは矛盾している」からである。

## 1-2 小活

Werhane が論文「“Formal organizations, economic freedom and moral agency”」で展開してきたことを、彼女のコトバをそのまま引用してまとめると以下ようになる。Werhane は、「すべてのコーポレーションが自らを道徳的主体として再構造化すべきである、と主張しているのではない」し、「経済的自由が政治的自由の条件であるとの Friedman の主張に同意しているわけではないし（不同意なわけでもない）。彼女が言いたかったことは、「自由と自律性がモラルエージェンシーを意味していること」、「モラルエージェンシーはフォーマル組織としてのコーポレーションには当てはまらないこと」である。「経済的自由が重要であり、コーポレーションが社会的制約なしに事業を展開しようと欲するならば、自らを道徳的に説明責任をもてる制度として再構造化するには何が必要なのかを検討しなければならない」——これが Werhane が繰り返し主張している事柄である。

企業道徳的主体論争の過程で Werhane に寄せられた評価は 2 つに分かれる。その 1 つは、こちらの方が「通説的な」評価だと思われるのだが、Werhane は French を批判し、いわば Ladd に与し、「コーポレーションは道徳的主体となりえない」と主張している、との評価である。例えば、Keeley, M. に拠れば<sup>(14)</sup>、「モラルエージェンシーをコーポレーションに帰着させる試みを攻撃した代表的な研究者が Ladd, J. と Werhane, P. である」。これは、本稿でも繰り返し紹介しているように、Werhane が「コーポレーションは道徳的主体として構造化されていない」と明確に述べているからであろう。ちなみに、Donaldson, T. も「構造制約説」の代表者として、Ladd, J., Keeley, M. と Werhane, P. を挙げている (Donaldson, T., *Corporations and Morality*, Prentice Hall, 1982 参照)。

これに対して、真っ向から対立する見解が提起されている。Rönnegard, D. は次のように述べている。コーポレートモラルエージェンシー (CMA) 「テーマに携わった多くの研究者は、長い間、CMA の様々な概念をどちらかといえば支持してきた (例えば、DeGeorge, R., 1981; Donaldson, T., 1982; Dubbink, W. & Smith, J., 2011; French, P., 1984; Goodpaster, E., 1983; Manning, R., 1984; Moore, G., 1999; Ozar, D., 1985; Phillips, M., 1992; Seabright, M. & Kurke, L., 1997; Soares, C., 2003; Werhane, P., 1985 )。例外は、Ladd (1970) と Velasquez, M. (1983; 2003) である」、と<sup>(15)</sup>。Werhane は「企業道徳的主体説」に与する研究者として学説史的に位置づけられている。

何故に、このような「相対立している」かのような評価が Werhane に対して行われているのであろうか？ それを解く鍵は Werhane 独自の「派生的な道徳的主体」という概念にある。このタームは、たしかにその存在を想像させる記述が見られたが、1980 年論文では使われていなかったものであり、1985 年の著作において明示的に提示された概念

であった。

したがって、この「派生的な道徳的主体」概念の検討が必要になってくる。具体的には、1980年段階では「不明であった」意味・内容の解明が要請されるであろうし、更にはそれと関連して、それがいわゆる「ザインとしての派生的な道徳的主体」なのか、それとも「ズレンとしての派生的な道徳的主体」なのか、ということも気になってくる。このような問題も含めて、Werhaneのコーポレーションの道徳的主体に関する見解について、節を改めて、1985年の著作（Werhane, P., *Persons, Rights and Corporations*, Prentice Hall）に聞くことにする。

## 2 道徳的主体としてのコーポレーションへの途 —— 『パーソン、権利そしてコーポレーション』を読み解く ——

Werhaneがその著作『パーソン、権利そしてコーポレーション』の執筆において念頭に置いていた問題意識は次の2つであった<sup>(16)</sup>。

第1に、コーポレーションは権利と責任を有しており、派生的な（secondary）道徳的主体として説明責任を持ち得るのではないのか、ということ論じなければならないだろうという意識。コーポレーションは伝統的には必ずしも派生的な道徳的主体として行動してきたわけではなかった。それ故に、Werhaneのコトバを借用すると、「道徳意識（moral awareness）（道徳的主体として自覚していること — 宮坂）がコーポレーションの活動そしてそのキャラクターのアクティブなノーマルな更には習慣として的一部分となるように、コーポレーションはいかに事業を展開したら良いのであろうか？」、を検討してみたいという問題意識がうまれてくる。

Werhaneは次のように自分の問題意識を文章化している。「コーポレーションは独特な機能的実体である。コーポレーションは派生的なモラルエージェンシーとして見做すことができるような意図するシステムである。コーポレーションは個々人の主要な行動の結果であるにすぎないが、コーポレーションの『行動』は単にそれらの個々人の行動の集合的な結果として再記述されるものではない。コーポレーションの少なくとも幾つかの行動や意図はその性質上分配できないものであるために、コーポレーションは1つの集まりあるいは集合体「以上の何か（something more）」であるが、その「以上の何か」は物質的な知覚できる現象ではないし、ましてや精神的な現象ではない。コーポレーションは、むしろ、その構成メンバーに依存しているが、それとははっきりと異なる、単位として機能している。コーポレーションは派生的に行動できるために、派生的な道徳的主体であるといえるが、道徳的に自律しているわけではない。コーポレーションは、ヒト

と同じように、その統制下にある行動に対して、道徳的に責任があるし責任をとるべきである」(p.59.)。

### 方法論的集団主義

Werhane の上述のような発想の根底には「方法論的集団主義」、しかも、彼女独自の「方法論的集団主義」が横たわっている。「コーポレーションがリアルな独立した個人ではないと論じることは自動的に集団的なコーポレーションとしての行動を排除するものではない」、と。「コーポレーションの《行動》は構成メンバーや外部の代理人に依存している — それらを欠くならば、そもそもコーポレーションの活動が存在しない — ために、コーポレーションのいわゆるすべての《行動》はその行動を始めた個人の行動として再記述されるかもしれない。コーポレーションの集合理論 (aggregate theory) を主張する人々の立場がまさにそれである」。「しかし、これは事実を誇張している」 — これが Werhane の立場である。

コーポレーションの行動のすべてをその組織のために働くあるいはそれを所有する個々人の行動に還元しないことにはより重要な理由が存在する、と Werhane は主張している。何故に、彼女は還元しないのか？ それは「還元できないからである」。彼女はその理由として「コーポレーションの必ずしもすべての《行動》が個人の行動として再記述されない」ことをあげている。集団行動に貢献しているすべての個人がアクター自身ではないかもしれないが、「集団的なコーポレート行動」としての現象が存在している、と。これが、彼女のタームを借りれば、「派生的な集団的行動」である。

### 派生的行動の理論

Werhane は個人の行動を「第一義的な (primary) 行動」として捉えている。その意味で、コーポレーションの個々の構成メンバーやそのコーポレーションに代わって働いている外部の代理人の行動は第一義的な行動として位置づけられるものである。しかし、Werhane によれば、たとえ個人の行動であったとしても、すべての行動が第一義的な行動ではない。しばしば、我々もそうであるが、個人は他のヒトを雇って自分のために行動してもらうことがある。Werhane があげている事例を借りると、「私は、不動産業者に依頼し、夏の期間、誰かに自宅を貸した。私は賃貸人だったわけであるが、私はこれを行うために必要な行動をとらなかった (Werhane が直接借り手を見つけ貸したわけではなかったという意味 — 宮坂)。私の行動は若干の哲学者たちが呼んでいるところの《派生的な》行動である」。

このケースでは、Werhane は家をレンタルするために必要な行動をとったわけではなかったが、賃貸そのものは Werhane に帰属し、何か不都合な事態が生じた場合には、Werhane の責任となる。問題は、不動産業者が「レンタルに関連したすべての道徳的責任を」免除されない、ということにある。

上述のことをコーポレーションに当てはめると、つぎのように書き改められる。「コーポレーションに帰属する活動がすべて個人の第一義的な結果である場合にのみ、コーポレーションの活動について語ることに意味があるのだ、と果たして言えるのであろうか？」、と。コーポレーシ



ジョンの行動は一連の第一義的な個々人の行動によって生み出された派生的な行動である。更に言えば、第一義的な活動がコーポレーションの活動に寄与するのは、それがコーポレーションの活動が生まれるために必要な場合に限られる。それ故に、われわれは、例えば、「フォードがピントを作った」というとき、第一義的な行動の集まりに言及しているのであり、コーポレーション《行動》全体を理解しようとするならば、それは派生的な行動でなければならないことになる。「一般的に、集団が《行動している》、と言えらば、その《行動》は必ず二次的な行動を指しているのである」。

しかしながら、Werhane の立場では、コーポレーションの行動を派生的な行動として記述することには何かおかしな点がある。それはオーソライズの視点である。Werhane の上記の例に戻ると、Werhane の代理人として行動した不動産業者は Werhane によって彼女の家をレンタルすることをオーソライズされていたのであった。「しかし、コーポレーションが個人ではなく、したがって、自律的に行動できないのであるならば、コーポレーションはどのようにして第一義的行動の正当性を認めている（オーソライズしている）—— オーソライズは行動するために必要である —— と考えられているのであろうか？」。

Werhane によれば、「個人の第一義的行動と派生的行動」の関係をそのまま組織に当てはめることには無理がある。コーポレーションの派生的行動は個人の派生的行動に比べると遙かに複雑なのである」。

### 集団的な派生的な行動

派生的行動にとって必要不可欠な第一義的行動を承認する個人的な存在（オーソライザー）が、コーポレーションのなかには、たとえ存在しなくとも、コーポレーションの構造と業務によって集団的な派生的行動という現象は生じ得る、というのが Werhane の主張である。彼女の説明は以下のように展開される。「コーポレーションの設立許可書や設立者がコーポレートの最初の目的を設定し、コーポレーションとしての組織の事業を始める。設立許可書と業務細則が目的と権限のプロセスを明確に記述している。コーポレーション内で生じる複雑な意思決定過程のなかで目的が変化し、コーポレーションの《人格》あるいは《性格》が発達する。これは、一部には、構成メンバーによる当初の設立許可書の解釈の仕方によるものであり、取締役会や経営陣の指示であることもあるし、市場の圧力によることもある。構成メンバーは、目的の観点から、設立許可書や指示を解釈して、行動する。たとえ目的や指示が曖昧であり没人格的であるとしても、構成メンバーの行動は目的志向的なものである。構成メンバーは、コーポレーションのために行動し、あたかも Werhane の不動産業者のように、コーポレーションの没人格的な目的のために第一義的行動を遂行する」。この場合、その目的が「没人格的」として形容されているのは、それが、設立許可書のなかで匿名で記述されているとか、取締役会、経営者、委員会そして市場によってラジカルに変更されるとか、個人としての著者にまで遡れないような没人格的ないしは匿名的な性格のもとで定立されているためである。

とすれば、Werhane の不動産業者の行動とコーポレーションの行動の相違はどこにあるのであ

ろうか？ その相違は、「前者においては、アクター（不動産業者）が個人（Werhane）のために行動していた」のに対して、「後者では、構成メンバーが人間ではない設立許可書や目的のためあるいはビジネスの規範や性格に従って行動している」し、「最初のケースでは、不動産業者や Werhane が Werhane のために為された行動に責任があるが、コーポレーション行動の少なくとも幾つかの事例では、構成メンバーが人間ではない《主体》（agent）のために文字通り行動している」ことにある。

Werhane は続けて次のように述べている。「最終的な活動は — これは確かに没個人的な目的のためになされた個人の第一義的行動が結合され並び替えられたものであるが — 決して元々の個人的な仕事の単なる総和ではない。これは個人の行動の匿名性のためであり、個々人の行動がコーポレーションの他の個人や部署の行動を通して変化する方法やそれぞれの活動レベルで目的が統合される方法が匿名であるためである」。これらは、Werhane によれば、「個々の構成メンバーの行動を箇条書きにするだけでは、コーポレーションの《行動》理由を説明出来ない」ことを意味している。

それ故に、「コーポレーションの《行動》あるいは政策は、集団自身がたとえその行動を文字通りオーソライズしていないとしても、集団に帰属する、派生的な、行動である」。その理由は、「コーポレーションの《行動》が、設立許可書、目的、取締役会や経営陣の指示によって、《コーポレーションの指示》として解釈されている」からである。「それらの資料あるいは目的自体が、様々な構成メンバーや市場によって解釈され変更されるという、一連の連続的な没個人的な過程を経ている」ために、したがって、「オーソライズ・プロセスの没個人的な性格のために、集団的な派生的な行動は個人的な派生的な行動と全く相等しいものではないのである」。Werhane によれば、しかしながら、「構成メンバーが如何にして集団のために行動しているのかを理解するためには、第一義的行動と派生的行動を区別することが有益なのであり」、その「違い」によって、「コーポレーション《行動》と呼ばれているものが派生的行動であることを説明」されることになる。

#### 再配分されないコーポレーション《行動》

我々はしばしば、「コーポレーションの構成メンバーや代理人ではなく、コーポレーションが、その《行動》に対して、たとえその行動がコーポレーション自体が遂行できない派生的行動であるにもかかわらず、第一義的に責任がある」、と主張するが、それは何故なのであろうか？ その問いに答えてくれるのが、Werhane によれば、集団的な派生的な行動という考え方である。というのは、「コーポレーションの派生的な行動が真に集団的行動であるからである」。これは、その派生的な行動が没個人的な《オーソリティ》によって権威付けられ没個人的な《オーソリティ》のために働く構成メンバーによって形式的に中立の立場から遂行されるために、必ずしも、すべての派生的な行動を、再び、それを生み出す原因となった人々のせいにする事ができない、ということの意味している。彼女の表現を借りれば、コーポレーションの行動は再配分されない、ということである。そこには、派生的な行動には個人的行動は必要であるが、それだけではなく、

トータルとしての個人的な行動がコーポレーションの代理として行われることが派生的な行動にとっては本質的な意義を持っている、との解釈がある。個人的なインプットは、変換され、他の構成メンバーや代理人のインプットとミックスされ、コーポレーションの「指示」として解釈され、その結果として、必ずしもそうではないこともあるが、集団的な行動がその構成メンバーの第一義的行動とは異なるものとなるのであり、「確かに原則的ではあるが、責められるはずのない一連の第一義的行動が、結果的には、コーポレーションの非道徳的な《行動》として現象することがありえる」のである。Werhane に拠れば、上記のことを踏まえるならば、「コーポレーションの《行動》は集団的な派生的行動である。なぜならば、その行動は構成メンバーの行動を単位として再記述され得ない、という根拠があるからである<sup>(17)</sup>」。

### 意図するシステムとしてのコーポレーション

コーポレーションの行動を「制度的な集団的《行動》として記述することはコーポレーションの意図性を理解するときには有益である」、というのが Werhane の立場である。「コーポレーションは意図するなシステムである、すなわち、それは、French が暗示したように、意図的な行動を示している」、と。そして、彼女は、「しかし」、と続ける。「我々が集団的な意図性について語る時、誰も、French の立場が想定しているように、コーポレーションが考え、望み、信じる、ないしは、文字通りに意図を有している、と言わないであろう。そのような意図を有するための身体的な実体が存在しないのだ」。Werhane によれば、「むしろ、コーポレーションの意図するシステムとは、取締役会、株主総会の株主、マネージャー、従業員などの意思決定手続きの総和を、ロイヤーや会計士等の外部の代理人のアドヴァイスと結びつけたものであり、それらが一緒になって集団的なコーポレート《意図》を形成し、それが、コーポレーションの《意思決定》、コーポレーションの《行動》として現れるのである」。但し注意すべきことがある。それは、「コーポレーションの意思決定過程に貢献する構成メンバーと外部の代理人の意図だけが第一義的な意図として見做され、そこから派生的な意図システムが機能する」ことである。これはいわば特殊な意図するシステムであり、「コーポレーションの構造、その目的、そしてコーポレーションの行動に関連すると見做される選択的な (selective) 意思決定過程のなかでのみ機能する」。Werhane の解釈では、「コーポレーションは選択的な意図するシステムである。なぜならば、すべての構成メンバーあるいは代理人の意図ではなく、コーポレーションの《行動》において役割を果たしている意図だけがコーポレーションの《意図》に貢献しているからである」。

かくして、Werhane に拠れば、「コーポレーションは《行動》する《意図するシステム》であるために、コーポレーションが、法の下で、疑似人格として扱われているという事実は驚くべきことではない。しかしながら、コーポレーションがヒトの特性の幾つかを備えているとしても、それは第一義的な行動を遂行するために必要な自律性を欠いている。自律性は完全な人格性を認めるために必要な条件の1つなのである」。この事実（自律性の欠落 —— 宮坂）とコーポレートの意図するシステムの選択性がコーポレーションをヒトと完全に同一視することを妨げる」。

### コーポレートモラルエージェンシーと道徳的責任

コーポレーションの《意図性》及びコーポレーションの《行動》について語ることが、Werhane の発想に従えば、「コーポレートモラルエージェンシーと道徳的責任」という考え方を展開するために重要である。つまり、「コーポレーションの《行動》は Werhane が派生的行動と名付けたものであるために、コーポレーションは独立した道徳的主体ではない。自律的な主体の自由な選択として見なされる個人の行動とは異なり、コーポレーションの《行動》はコーポレーションの代わりに行動する構成メンバーや代理人の一連の選択の1つの結果なのである」。「コーポレーションが《行動》すると言えることができるとしても、その場合には、コーポレーションは派生的な行動を遂行している、ということの意味しているにすぎないのだ」——これが Werhane の認識である。

派生的な行動はコーポレーションに帰属されるものであるために、コーポレーションはしばしばそれらの行動に対して責任を問われる。このことには、Werhane に拠れば、理由は不要である。なぜならば、派生的な行動が集団的行動であるならば、その派生的な行動を個人に再び帰せられないからである。更に言えば、派生的な行動は、派生的ではあるが、ヒトの行動であるために、道徳的であり得るし非道徳的な行動となることもあり得るのであり、我々もそれぞれに応じて評価している。「集団的な派生的行動は、かくして、たとえアクターとしてのコーポレーション (Actor-Corporation) が存在していなくとも、その起源 (originni) の故に、賞賛されることもあれば非難されることもあるのである」。

コーポレーションは、それ故に、「派生的な道徳的主体」として見なされる存在である。しかし、「この、道徳的主体としての形態」は、コーポレーションが、それを欠くならば、意思決定において道徳的な判断を考慮できないしまた考慮しない、構成メンバーの道徳的インプットに依存している。Werhane の表現を借りれば、「コーポレーションは常に道徳的圧力に《ポジティブに》反応している訳ではないしネガティブに応答している訳ではないのである。なぜならば、コーポレートモラルエージェンシーはコーポレーションの構成メンバーの道徳的インプットから独立していないからである。ヒトの道徳的リアクションが集団的な道徳的リアクションに必要なのである（しかし必ずしも十分条件ではない）」。コーポレーションの道徳的《行動》と《応答性》の種類と程度は第一義的な構成メンバーの道徳的行動とリアクションの種類と程度に掛かっている、と言うのが Werhane の主張である。

コーポレーションに道徳的応答性が欠けている第2の理由は、Werhane に拠れば、コーポレーション内の個人が当該会社内で発達してきた習慣や規範を身につけしばしばそれを優先させていることに求められる。例えば、あるコーポレーションが道徳的な意志決定を習慣的に避けるような《人格性》をもっているとすれば、この態度は個人によって強化され、彼らはただ役割責任の枠内でしか行動しないであろう。コーポレーションの道徳的意思決定の活性化は、コーポレーション内の意思決定の性格、すなわち、「個人がコーポレーション内において自らの役割責任をより幅広い道徳的観点に対してどのようにウエイト付けをするのか、構成メンバーの意図、役割責任そして行動がどのようにブレンドされコーポレーションの派生的な活動を形成していくの

か、に掛かっている」のである。但し現実には、Werhane の解釈に従えば、「不幸にも、役割責任はほとんど道徳的指示を含んではない。そのために、外部からのコーポレーションに対する道徳的圧力は必ずしも個々人の行動を混ぜ合わせコーポレーションとしての道徳的応答を形成する方向への引き金にはならないのであり」、「コーポレーションがしばしば機械に喩えられるのは、決して、不可思議なことではないである」。

コーポレーションは、しばしば、道徳的に中立的なスタンスに立っているように見えるし、必ずしも道徳的な《要請》を認識している訳ではないが、Werhane の立場では、コーポレーションは人々から構成された派生的な集団であるために、「道徳的主体として《行動》できるものであり、それ故に、道徳的に責任を持ち得る存在である」。しかしながら、「コーポレーションの道徳意識はコーポレーションの構成メンバーの道徳的インプットに掛かっている」——これが重要な視点である。

以上が、Werhane の「コーポレーションは派生的な道徳的主体である」説の内容である。

第2に、コーポレーションの権利は個人の権利に由来し、それと関連し、それに依存している、という発想。これは、他方で、雇用は、従業員の権利が問題となる文脈では、生産手段をコントロールしている人々に依存している、ということの意味している。このコントロールは、全般的に見て、コーポレーションの手中にある。したがって、コーポレーションの権利が一般的には二次的な要求であり、従業員の権利が主要な権利であるとしても、結果的には、その従業員の権利が作業域において発展するか否かはコーポレーション内の雇用関係のあり方に掛かっていることになる。そして従業員とコーポレーション双方の権利はその役割責任と共にお互いに相互依存の関係にある。Werhane に拠れば、「これが抽象的レベルで事実ならば、その相互関係を、現代のコーポレーションのなかで、お互いの権利がそれぞれに尊敬される形で、如何にして、実践的に制度化できるのか？」更には、「そのような相互尊敬がコーポレーション内で自発的に発達していくのか？」——これが問題になってくる (p.161.)。

Werhane は、上述の2つの疑問に対して、「コーポレーションの道徳的活動の制度化は構成メンバー (constituent) の道徳的活動に依存している」との立場から、第1の問題と関連させて、つぎのような独自の解釈を提示している。コーポレーションを構成する人々の間に強力な道徳的相関関係が存在して初めて「平等な従業員と従業員の権利が実現」し「コーポレーションの道徳意識が発達する」、と。

そして Werhane は、コーポレーションの道徳的活動の発達に関してはすでに多量の示唆が与えられているとの理解に従って、その幾つかを検討し、1つのモデル（一方で、コーポレーションのなかで従業員の権利が認められ、他方で、現代の自由企業経済のなかでコーポレーションの自由と自律性を守る、フレームワーク）を提示している。それは、言い換えると、一方で、「コーポレーションに道徳的活動を発達させることを要求し、同時

に他方で、構成メンバーとコーポレーションの双方の道徳的権利を尊敬し向上させることを意図した設計図（plan）」である。

☆ ☆

Werhane は、自己の立場（すなわち、コーポレーションとその構成メンバーの相互関係を再構築しコーポレーションの道徳的活動を発達させる途を展望する立場）から、これまでに提示されてきた（企業の社会的責任のあり方に関連した）「改革」案を整理して、それらを 17 タイプに分類した後で、コーポレーション内にモラルエージェンシーを制度化するという「新たな」方向を描き出している。彼女自身が提起しているモデルに聞く前に、17 タイプの発想の内容を確認しておこう。それらの特徴は、Werhane の立場に沿って文章化すると、以下のように整理される。

### 1 マクロレベルのモデル

まず第 1 は全体としての経済をモデルチェンジする構想であり、これには、真に規制されていないレッセフェールの私的自由企業状態へと経済を復元すること、法令と規制機関を介してコーポレーションの規制を続け更にはより強化することが入る。

#### 1-1 規制されていない自由企業

これはレッセフェールの自由企業に立ち戻ることを提唱するものであり、Friedman, M に代表される。この見解に拠れば、規制から解放された私的企業体制はコーポレーションそしてその構成メンバーの自由と自律性を保護するのであり、そのような体制が、規制に時間とお金を費やす代わりに、経済成長への投資を可能にし、税金を減らし、利用可能な資本を増やし、規制緩和によって競争が高まり成長を刺激し、その成長がジョブマーケットを拡大し、賃金を引き上げ、生活水準を高める。また、この制度の下では道徳的権利が保護される、とも主張されている。なぜならば、他人の自由と対立する積極的な権利を奨励することなく支配されないという消極的な自由に対する基本的な道徳的権利を確立するからである。

他方で、このシナリオのビジネスの将来に対する問題点として、現代のビジネスライフの最も重要な側面が看過され、しばしば無視されていることが、Werhane によって、指摘されている。それは「コーポレーションとその人的構成メンバーの関係」である。Werhane に拠れば、「レッセフェール資本主義を含む経済配置（arrangement）はいかなるものであろうとも、(a) コミュニティに仕事や財貨及びサービスを提供し、(b) そうするとき、コミュニティに害をもたらさない場合には、機能するだろう。しかし、(c) 重要な道徳的権利が、次のような 2 つの様式で、信奉され堅持されなければ、いかなる経済配置も倫理的に納得のいくものとはならないのである。(1) 経済が機能する政治構造の中に道徳的権利が具体化されていること、(2) それらの道徳的権利が、その制度の

個々の要素、すなわち、教会、学校、政府機関等々の非経済的制度だけではなく、組合、ビジネス、コーポレーションにおいても、保護されていること」。これは何故かという、政治的な権利が社会において制度化されてもそのことが「社会の至る所でそれらの権利が認知され敬意を払われることを保証しない」からである。Werhane は、「この国では、政治的な権利が作業域にまで波及していない」、として、次の事実をその事例としてあげている。任意雇用を巡る議論では、その支持者たちは「(c)を重要視していないように思われる」、と。Werhane に拠れば、「公平な社会」は「道徳的権利に対して心から敬意を払う社会」であり、そのような社会となるためには「道徳的権利が信奉されなければならないのである」。しかし、「レッセフェール経済に復帰する提案で無視されているのはまさにこの権利の拡充 (proliferation)」なのであり、「すべての基本的な道徳的権利は単なる消極的権利にすぎない」、と主張されているのだ。

## 1-2 規制と法律制定

上記の構想とは逆に、Friedman の立場を拒否する改革案がある。それは、Werhane に拠れば、Friedman 構想は「従業員の権利を無視し、規制されていないビジネスのネガティブな結果（虚偽の広告、危険な製品の製造、汚染、天然資源の浪費等）を止めることはできない」、ということ根拠に展開されている。我々は、「これらの敏感な領域において、ビジネスを規制すべきであり、それは、「公的な利害との関連で偏見のない客観的なビジネス観を持つために、政府によってなされなければならない」、と。この議論の1つのバージョンに従えば、「我々は、従業員の権利をつくりだし保護しそして社会をコーポレーションの間違った行動から護るために、法律の制定を必要とする」。

しかし同時に、「この（規制が社会的問題を解決するだろう）という見解は」、Werhane によれば、若干の性急な仮定に基づいている」。第1に、「ビジネスは、過去に道徳的な誤りを犯してきたために、道徳的責任を果たすことができないのであり、それ故に、法律及び偏りのない政府機関によって規制されなければならない」、と。しかし、これには、Werhane の立場からいえば、疑問がある。なぜならば、問題は、「道徳的責任を果たすことができるのかできないのか」にあるのではなく、「この道徳的なアクティビティを如何にして認め、奨励し、活性化するのか」にあるからである」。また第2に、「政府機関が、常に、無私に、公平に、客観的に、効率的に、機能する」、と仮定されている。しかし、「歴史はこの仮定を裏切ってきた。政府規制は非効率的であり、コストが・・・莫大なものになっている」。更に、「第3に、規制と法的制裁はコーポレーションの道徳的活動をより強化しないのであり、コーポレーションは法律の文言に従うと言う形で新しい規制に反応するにすぎないのだ」。

「この提案は、コーポレーションの行動を表面的には改善するが、コストが高く付き、コーポレーションの道徳的活動を高めたり、コーポレーション内の使用者-従業員関係を強化することにはほとんど役立たないのである」。

## 2 ミクロレベルのモデル

第2は、ミクロレベルの改革の制度化を志向するアプローチである。このタイプはかなり多数の人々によって提唱されてきており、Werhane に拠れば、経済制度の変革と比べると、むしろより実り多い、コーポレーションの道徳的発達に対するアプローチである。但し、その内容は、「コーポレーションを外部から法的に強制し行動を制約する」から「メカニズムを自発的に再構築する」まで、多岐に亘っている。

### 2-1 外からの制約

- 2-1-1 すべてのコーポレーションを、あるいはすべてのビッグコーポレーションを連邦の設立許可の元に置き、コーポレーションの「ライフ」を制限する
- 2-1-2 「独立の団体」を設立してビジネスを規制する
- 2-1-3 コーポレーションを外部の監査（外部の社会的監査）に委ねる
- 2-1-4 コーポレーションを外部監視者（guardian）に委ね、コーポレーションの行動をコントロールさせるあるいはコーポレーションを再構築させる
- 2-1-5 できるだけ、規制に代えて、企業法的責任（liability）やその他のマーケットインセンティブを導入する

これらの提案は、2-1-5 を除いて、コーポレーションの活動を外部から統制するものであり、そのような統制を欠いた場合でもコーポレーションは責任をもって行動できるかもしれない、という可能性を検討することなく提案されている。Werhane に拠れば、「連邦の設立許可やコーポレーションに対する制限は実現可能であるが、それらがコーポレーションの性格を変えるという保証はどこにもない。しかもコーポレーションが設立許可のもとに置かれたり、政府が市場に介入するならば、そのとき、政治的統制から自由であった少しの自律性がすべて確実に消え去ることになる」。もしコーポレーションが自由と自律性の権利について幾ばくかの要求を持っているならば、「それらはこのスキームのもとでは失われるだろう」——これが Werhane の見通しである。

### 2-2 内からの改革

- 2-2-1 経営判断ルールの行使を法制化し、コーポレーションが倫理的に問題のある事象を解決する際に経営判断ルールを行使して誠実に行動できるようにする
- 2-2-2 コーポレーション内に標準的な業務手続きの一部として内部社会監査あるいはその他の評価手法を制度化する
- 2-2-3 公的なコーポレーション活動開示方法を開発し、コーポレーションの意思決定者に自らの活動に対して法的に責任を持たせる

これらはいずれも、コーポレーションの意思決定は公的なものであるべきであり、意思決定者はその決定に対して法的に責任を取らなければならない、との提案である。

Werhane によれば、コーポレーションの構成メンバーに公的にそして法的に責任を取らせるこれらの方法はコーポレーションのなかに道徳的責任に対する関心を喚起する



には効果的な方法である。なぜならば、それらは、コーポレーションの意思決定の多くを担っている人々に向けられているからである。「しかし、社会監査は実施するのが困難であり、開示はしばしば規制することが難しく、そのような過程を合法化することは政府の大幅な干渉なしにはあり得ないことである。また他方で、この種の私的なあるいは自発的なプログラムは、コーポレーション内に責任説明メカニズムとしてビルトインされている場合にのみ、成功裏に遂行される代物である」。

## 2-3 取締役会改革

2-3-1 取締役会を、組合代表、教会、有識者、その他利害関係のない人々、等の外部取締役が大多数を占めるように、構成することを要求する

2-3-2 取締役会の上位に倫理委員会や監査委員会を設置するように要求する

2-3-1 及び 2-3-2 は「興味深い」提案である。何故ならば、Werhane の理解に従えば、それらは、「道徳的なインプットがコーポレーションの道徳的応答の必要条件である」、ということを示唆しているからである。「外部のあるいは中立の取締役がコーポレーションに新しい道徳的発想を持ち込み、倫理委員会が取締役会に対してこの役割を強く求める」事態が生まれ、「ローレベルの従業員や組合役員が取締役会のメンバーとなり、大きな社会的課題だけではなく労働者の権利もコーポレーションの道徳的考慮最前線に躍り出る」ことがあるのだ。

2-3-1 及び 2-3-2 の問題点は、第1に、そのような「取締役会の変革がしばしば法律で文章化されている道徳的義務を念頭に置いており、必ずしも道徳的な行動を保証しないこと」、第2に、「これらが、しばしば、コーポレーションの道徳的アクティビティを高めるステップにすぎないものであること」、にある。これは、Werhane によれば、「取締役会が取り組むのが大きな社会的課題であり、コーポレーションの内的なアクティビティに焦点を合わせることがなく、従業員の権利や使用者-従業員関係の向上に向けた刺激剤として機能しない」、という限界から生じる問題である。

## 2-4 特殊な内部からの倫理的プログラム

2-4-1 モラルエクセレンスを最優先関心事項とする強力な道徳的なキャラクターをCEOに据えることを要求する

2-4-2 コーポレーション内に、パブリックな、社会的なあるいは従業員の利益を代表する職位を制度化する。例えば、オンブズマン、社会的責任担当副社長、常勤倫理学者。

2-4-3 コーポレーション内に、倫理的責任トレーニングプログラムを制度化する

2-4-4 従業員向けの倫理綱領を策定する

2-4-5 個々のコーポレーションごとに権利規約あるいは権利の章典を採択するように働きかける

コーポレーションの道徳意識を制度化する最も理想的だが困難な手段が、Werhane の

考えでは、コーポレーション内で自発的に内部から改革することである。「管理職が部下に命令したり報告を聞いたりするだけでなく現場に出て部下と一緒に」道徳的なリーダーシップを発揮することはその1つである。これは「重要ではある」が、コーポレーションが道徳的に変革するための十分条件ではない。なぜならば、道徳的な変革が真に効果的なものになるためにはすべてのレベルの意思決定を巻き込まなければならないからである」。また、「オンブズマン、倫理学者のような人々を任命する措置も、彼らに倫理的課題にコーポレーションとして応答する十分なパワーが与えられている場合に、効力を発揮する」。同じように、「倫理トレーニングプログラムは、教えられた事柄が実際にコーポレーションの行動のなかで実施された場合に、有益である」。Werhane によれば、「この《if という仮定》が問題なのであり」、「この領域で、提案を具体化している」「コーポレート改革者はほとんど存在しない」のである。

すでにかかなりの数のコーポレーションが従業員行動向けの倫理綱領を制定しているが、Werhane によれば、この綱領には2つの問題がある。第1に、綱領では、従業員はなにを許可されていないかは記載されているが、従業員の権利が述べられていない。第2に、綱領は法令として見做され、従業員はコーポレーションや社会に対する自分たちの責任を明確に受け止めるというよりはむしろ文書の文言内で行動するようになる。

コーポレーション内の従業員権利に特別に焦点を当てているのが 2-4-5 であり、従業員、経営者、株主等の権利が詳細に記述されている。この「権利の章典」提案の問題点は、Werhane によれば、従業員の要求を無視して、権利が書き出されていることにある。

「権利の章典」が制定されるならば、そこには従業員と使用者双方の並列の (parallel) 権利が含まれるべきである——これが Werhane の持論である。「権利の章典は従業員-使用者関係の理想であるが、権利の章典をただ有しているだけでは作業域でその権利に敬意が払われることを保障しない」のであり、それがしばしば「高圧的な、専門家にしか分からない法律用語」として見做され、「真の改革を実施しない言い訳として使われている」のが1つの現実なのである。

以上が 17 タイプの概要である。

### 3 オルタナティブなモデル——コーポレーション構成メンバーモデル

道徳を最優先関心事項とする強い CEO を据え、オンブズマン、倫理学者の常駐化、倫理綱領や権利の章典の制定を通じて、倫理意識プログラムを展開し従業員権利を保護すれば、Werhane の解釈に従えば、コーポレーションの道徳的キャラクターを発達させることに貢献するかもしれないが、それらはすべて（トップから組織全体に徐々に染み透らなければならない）「トップダウン」メカニズムである。ということは、そのメカニズムは「コーポレーション内のすべての個人がそれらから倫理的「ベネフィット」を受け取ること」や「組織全体の道徳的アクティビティ及び道徳的キャラクターの発達」を保証しないということである。更に言えば、これらの提案の幾つかは、それを具体化させるためには「効

果的な政府規制を必要とする」、という問題も抱えている。

Werhane は、既存のモデルを上記のように論評して、「もう1つの」コーポレートモラルエージェンシー・モデルを提示している。それは、「道徳的アクティビティがビジネスのすべてのレベルで活発化され、…従業員と使用者の権利が外部の強制や政府の介入なしに自由にそして自発的に実現される」、モデルである。ただし、その「モデルは個人の道徳的人格性モデルとあらゆる点で等しい (identical to) ものとはならない。何故ならば、そのような経済的組織の特殊なしかも本質的な特徴である目的-手段構造を、利潤志向制度としてのそれを制度破壊することなしに、誰も解体できないからである」。

更に続けて Werhane はつぎのように述べている。「コーポレーションを、人間以上の道徳的人格性をコーポレーションに付与する方向で、人格化しようとは思わないだろう」、と。Werhane の提案は、彼女に拠れば、「道徳的な熟慮が意思決定のナチュラルな部分であり、組織のすべての構成メンバーが、コーポレーションの経済的機能や存在意義を破壊することなく、自律的な人格として取り扱われる、道徳的アクティビティの1つの理想」の具体化を目指した「挑戦」である。Werhane モデルは、その構想に拠れば、一方で、コーポレーションを「存続可能な利潤獲得組織として保ち」、他方で、「コーポレーションのすべてのレベルで有意義な仕事をするために必要な参画的な管理と自発的構造を具現化するフレームワーク」を提示している。

付言すると、たしかに「独立した取締役会、強い信念を持ったCEO、オンブズマン、倫理綱領そして権利の章典は」Werhane の「フレームワークを支えてくれるだろう」が、「コーポレーション内でモラルエージェンシーが継続的に習慣的に機能する」ようになるとすれば、それは「道徳的アクティビティがコーポレーションのすべての活動レベルで生じる」ときだけなのであり、Werhane 提案は「この決定的な次元を考慮している」—これが Werhane の自己評価である。但し、作業域における従業員の権利を考慮しつつコーポレーション内で道徳的アクティビティを活性化させるためには、Werhane によれば、以下の3つの条件が必要である。

- 1) コーポレーションと構成メンバーの関係に次のような変化が生じなければならない。
    - a) コーポレーションが個々の個人メンバーによってラジカルに改善される (make a radical difference in a corporation)
    - b) 個々の個人メンバーにはそれぞれのビジネス行動に対して説明責任がある
    - c) コーポレーションには従業員を含めてすべての構成メンバーに対して説明責任がある
  - 2) コーポレーションの目的と構成メンバーの行動の関係にも変化が生じなければならない。
  - 3) 上記の変化の結果として、コーポレーションの目的の選択と達成が構成メンバーに対して経済的効果だけではなく道徳的効果も及ばさなければならない。
- 3つの条件について Werhane から詳細に聞くことにする。

Werhane は、3つの条件について解説する前に、これまでの代表的な定義について次のように触れている。我々は、「道徳的人格としてのコーポレーションの定義を批判する際に、そのような定義が、コーポレーションが、個人と比べるとかなり大きく、あるいは時々個人を」犠牲にして、その権利を行使できるように、コーポレーションに都合の良いように余りにも多くの権利を与えてきた、と指摘されていたことを思いだすだろう。そして逆に、「コーポレーションをフォーマル組織として」みなす「第2の定義は、組織のなかの従業員の役割を、会社の生産性と利潤性に対する非人格的な貢献者として規定」している。この定義に対しては、「従業員はコーポレーションの意思決定に経済的だけではなく道徳的にもしばしば貢献するという事実を無視している」、と批判されてきた。コーポレーションの上記の2つの定義では、いずれにしても、「個人という構成メンバーはせいぜいコーポレーションの活動において二次的な役割を果たしている」と想定されていたのである。

これに対して、Werhane の立場は異なっている。彼女は「コーポレーションを、個人という構成メンバーがそれぞれ決定的な役割を果たすように、制度化する」ことを提唱しているのであり、そのように提唱する「第1の理由」として、「個人という構成メンバーがパーソンであり、パーソンは当然のこととしてふさわしい尊厳と尊敬に値することを考慮している」ことを挙げている。また第2の理由として次のように述べている。「もし我々のようにコーポレーションを集団 (collective) として記述することが正しいならば、コーポレーションの道徳的アクティビティはいかなるものであれすべてその構成メンバーの道徳的アクティビティに依存している。構成メンバーの道徳的 (不道徳的) インプットはそのままコーポレーションの道徳的 (不道徳的) 決定にそしてその行動にポジティブにあるいはネガティブに影響を与える。それ故に、誰を解雇し雇っておくのが重要な事柄となる。ヒトの経済的生産性と道徳的インプットの双方がコーポレーションの利潤性とキャラクターに大きく作用するのだ」。

条件1 (b) と1 (c) は従業員-使用者関係の相互的關係の性質を分析することによって導き出されたものである。その要点は、「従業員にコーポレーションについて考え判断することを認めずに、誰も従業員に責任をとらせる、そして道徳的に責任をとらせることはできない」、ということにある。

条件2と条件3について、Werhane は、それらを「自由企業組織に要求すること」は「不可思議に思われるかもしれない」が、それらの条件は「従業員-使用者関係を実質的により一層拡大した」結果である、と述べている。従業員に作業域での道徳的権利が認められるならば、従業員は、コーポレーションは「彼らの」組織である、という意識が持てるように、コーポレーションに統合されることになろう、と。「コーポレーションの決定は従業員の決定であり、コーポレーションの目的は従業員の目的となるべきなのである」。「さもなくば、従業員-使用者関係は悪化の一途を辿り、十分に統合され機能する組織の成立

は不可能になろう。更にいえば、コーポレーションが道徳的に説明責任を問われるならば、構成メンバーも道徳的に説明責任を問われ、コーポレーションの方向を選択し変える際に重要な役割を果たさなければならないのである。「目的を構成メンバーから《距離を置いて》没人格的に設定することは、構成メンバーをコーポレーションの目標、指示そして活動から《距離を置いた》位置に留めておくことなのである」。Werhane に拠れば、「そのような状況のもとでは構成メンバーの道徳的参加は生まれず、構成メンバーがコーポレーション活動の道徳的発達にポジティブに貢献することはない」のだ。

このような条件1並びに条件2と条件3はどのようにして達成されるのか？ Werhane に拠れば、コーポレーションの道徳的アクティビティを確立するためには、コーポレーションと従業員の関係が、個々の個人が組織に意味のある (significant) 影響を及ぼすように、再構築されなければならない。そのようなモデルでは、コーポレーションの従業員はクラブのメンバーや一国の市民と似たような存在になる。すべてのレベルで雇用が重要な事柄になる。雇用される従業員には組織に経済的だけではなく道徳的にもコミットすることが期待される。言い換えると、「構成メンバーはコーポレーションの《アクティビティ》を道徳的に受け入れられるものとして理解するか、あるいはすくなくともアクティビティを構成メンバーに道徳的に受け入れられるものとへと転化させる変革を反論せずに受け入れ」なければならないのである。そして、コーポレーションには、逆に、(コーポレーションから見て) 長期間に亘って雇用し続けその能力を発達させたいと思う人々だけを採用することを期待されている。簡潔に言えば、双方向の期待を組み込みそれらを実現する途を探ること——これが必要である、ということである。

Werhane がこの方向に向けて重要視しているのが「参画的マネジメント」である。「オフィス、工場、部署の管理にできるだけ多くのヒトを巻き込むことを目指した参画的マネジメントを展開してコーポレーションを再組織化すべきである」、と。たしかに「すべてのヒトが参加することを望まないだろうし、そうするスキルを持っていない人々もいるだろう」。しかし、Werhane の立場に立てば、「それを望む人々に対してはその機会を利用できるようにすべき」なのである。

コーポレーションの性質を変えなければコーポレーションの目的構造を変えることはできないかもしれないが、構成メンバーとコーポレーションの目的の関係を、その目的が構成メンバーにとって道徳的に意味があるように、変えることはできる——これが Werhane の立場である。彼女に拠れば、「コーポレーションは組織の意思決定プロセスに」に関わる人々に「納得される目的を達成するために存在している」。更に言えば、「コーポレーションの目的は構成メンバーのウェルフェアと同一ではないし、そのようになることを期待するのは無理な相談である」。言い換えれば、その目的は、むしろ、構成メンバーが雇用され続け経済的報酬を獲得し、あるいは配当金を受け取る、手段」なのであり、それが達成されるときに、構成メンバーにとって、コーポレーションの目的が初めて「道徳的に

意味あるものとなる」、という論理がそこには横たわっている。

### 3 Werhane 道徳的主体論の意味

Werhane の見解は、本稿（宮坂）の理解に従えば、以下のように（問答形式を取れば）整理される。

Q 1 Werhane の立場は「企業道徳的主体論争」史上においてどのように位置づけられるのであろうか？

A 1 Werhane はコーポレーションの主体性を「第一義的なもの」と「派生的なもの」に分けている。このような理解に立つと、コーポレーションは、第一義的な意味では、道徳的主体ではないが、派生的な道徳的主体として見做される実体である。

したがって、前者の部分を見ると、Werhane は「構造制約説」に与するとして見做され、後者に注目すると、「企業道徳的主体説」に属する研究者として評価される。

Q 2 Werhane は、何故に、コーポレーションは、第一義的な意味では、道徳的主体ではない、と考えたのか？

A 2 Werhane によれば、コーポレーションは、それがフォーマル制度であることによって、道徳的主体と見做されない存在である、というのではなく、コーポレーションという組織、その構造と目的が、コーポレーションに道徳的責任を帰せることは意味がない、という状態を生みだしているのである。すなわち、コーポレーションのメンバー（従業員、株主、など）とコーポレーションの規則や目的との関係の性格が没人格的なものであること、特に、コーポレーションと従業員の間に関係が欠落していることがコーポレーションに主体性（agency）という属性を付与することを不可能にしている。

Q 3 Werhane は、何故に、コーポレーションは派生的な道徳的主体である、と考えたのか？

A 3 「派生的（secondary）」に先行するコトバは「第一義的（primary）」である。Werhane によれば、コーポレーションの構成メンバーの個々の行動（第一義的行動）の単なる総和ではなく、「それ以上の何か」であり、彼女はそれを「派生的な」行動として位置づけている。その「派生的行動」はいわば「第一義的行動」から相対的に独立したものであり、そこには主体性が見られる、という解釈である。

「コーポレーションは、ヒトと同じように、その統制下にある行動に対して、道徳

的に責任があるし責任をとるべきである」——これが Werhane の基本的な立場であり、以下のような論理から組み立てられている。

**方法論的集団主義**（集団的なコーポレート行動としての現象が存在している。これは派生的な集団的行動である） → **集団的な派生的な行動**（コーポレーションの行動は、集団自身がたとえその行動を文字通りオーソライズしていないとしても、集団に帰属する、派生的な、行動である。コーポレーションの派生的な行動は真に集団的行動である） → **再配分されないコーポレーション行動**（派生的な行動は没個人的な《オーソリティ》によって権威付けられ没個人的な《オーソリティ》のために働く構成メンバーによって形式的に中立の立場から遂行されるために、必ずしも、すべての派生的な行動を、再び、それを生み出す原因となった人々のせいにする事ができない） → **意図するシステムとしてのコーポレーション**（コーポレーションの意思決定過程に貢献する構成メンバーと外部の代理人の意図だけが第一義的な意図として見做され、そこから派生的な意図システムが機能する。コーポレーションは、コーポレーションの構造、その目的、そしてコーポレーションの行動に関連すると見做される選択的な (selective) 意思決定過程のなかでのみ機能する、いわば特殊な意図するシステムである） → **コーポレート・モラル・エージェンシーと道徳的責任**（派生的な行動はコーポレーションに帰属されるものであるために、コーポレーションはそれらの行動に対して責任を問われる。コーポレーションは人々から構成された派生的な集団であるために、道徳的主体として行動できるのであり、それ故に、道徳的に責任を持ち得る存在である）。

Q 4 「コーポレーションは派生的な道徳的主体である」という命題はザインかそれともゾルレンか？

A 4 Werhane には「ザイン／ゾルレン」という発想はない。

「コーポレーションは、派生的な道徳的主体として、道徳的責任を問われる」というのが Werhane の立場である。但し、コーポレーションは常に道徳的圧力に《ポジティブに》反応している訳ではないしネガティブに応答している訳ではないのであり、「道徳的」であったり「不道徳的」であったりするものが現実である。どちらが表面化するのかはコーポレーションの構成メンバー（特に、従業員）の道徳的インプットに掛かっている。

Werhane が、コーポレーションの道徳的アクティビティ（道徳的行動）を確立するためにも、コーポレーションと従業員の関係の変革を強く提起しているのはそのためであり、「参画的管理」を提唱し、そのあり方を具体的に展望している。

Q 5 Werhane は自由主義経済体制とCSRの関連をどのように捉えているのか？

A 5 Werhane によれば、の自由主義経済体制を維持するためには規律（道徳）が必要である。その点で、Friedman と異なっている。

注記

- (1) French, P.A., “The Corporation as a Moral Person” , *American Philosophy Quarterly*, 16, 1979.
- (2) 例えば、*The Stanford Encyclopedia of Philosophy*. Business Ethics (First published Wed Apr 16, 2008) でも、企業道徳的主体論争が取り上げられている。  
<http://plato.stanford.edu/entries/ethics-business/> 2015/11/11
- (3) Lozano, J.M., *Ethics and Organizations. Understanding Business Ethics as a Learning Process*, Kluwer Academic Publishers, 2000.
- (4) Pfeiffer, R.S., “The Central Distinction in the Theory of Corporate Moral Personhood” , *Journal of Business Ethics*, 9-6, 1990.
- (5) Moore, G., “Corporate Moral Agency: Review and Implications” , *Journal of Business Ethics*, 21-3, 1999.
- (6) レンネガード稿宮坂純一訳「コーポレート・モラル・エージェンシー論の誤りを証明する」『社会科学雑誌』13 巻、2015 年。彼は「コーポレート・モラル・エージェンシー」が成立しないことを積極的に問い続け、2015 年に、*The Fallacy of Corporate Moral Agency*, Springer を刊行している。
- (7) Werhane, P. “Formal Organizations, Economic Freedom and Moral Agency” , *The Journal of Value Inquiry*, March 1980, Volume 14, Issue 1, pp 43-50.
- (8) Friedman, M., *Capitalism and Freedom*. University of Chicago Press, 1962.
- (9) 以下の行論で Werhane, “Formal Organizations, Economic Freedom and Moral Agency” からの引用が頻繁に行われている関係上、逐一該当ページを明記していない。
- (10) Ozar, D., “The Moral Responsibility of Corporations” , in *Ethical Issues in Business: A Philosophical Approach*, Thomas Donaldson and Patricia H. Werhane (eds.), Prentice-Hall, 1979.
- (11) John Ladd, J., “Morality and the Ideal of Rationality in Formal Organizations” , *Monist*, 54 (1970), pp. 488-516.
- (12) Goodpaster, K., “Morality and Organizations” , paper originally presented at the Pacific Division Meetings, American Philosophical Association, 1978.
- (13) Donaldson, T., “Moral Change and the Corporation” , Proceedings of the Bentley College Second National Conference on Business Ethics, 1979.
- (14) Keeley, M., “Organizations as Non-persons” , *The Journal of Value Inquiry*, June 1981, Volume 15, Issue 2, pp. 149-155.



- (15) Rønnegard, D., “How Autonomy Alone Debunks Corporate Moral Agency”, *Business and Professional Ethics Journal*, Volume 32, Issue 1/2, 2013.
- (16) 以下に紹介検討した Werhane の主張は Werhane, P., *Persons, Rights and Corporations*, Prentice Hall, 1985 において展開されているものである。煩雑さを避けるために、逐一該当ページを明示していない。
- (17) 但し、Werhane に拠れば、すべてのコーポレーションがこのタイプではない。コーポレーション内の「個人にトレースできる幾つかの“行為”が存在する。それらは、非常に小さな企業やワンマンで独裁的なエグゼクティブに経営されているコーポレーションのなかで、確かに、存在している」(Werhane, *Persons, Rights and Corporations*, p.56.)。

奈良経営学雑誌 *Nara Management Journal*

第4巻 / Vol. 4

2016年02月12日発行)

発行所

奈良マネジメント研究グループ

NGOMS (Nara Group of Management Study)

事務局

Ozecho 720-23, Ikomasi Nara, Japan 630-0223

代表者

Jun'ichi Miyasaka

問い合わせ (contact)

juka2 (@ mark)kkf.biglobe.ne.jp

ISSN 2188-7942

electronic magazine

# Nara Management Journal

Vol. 4 , February 2016

---

## Article

**On Werhane's Notion of Corporate Secondary Moral Agent**

..... **Jun'ichi Miyasaka**

---

**Nara Group of Management Study**